

議案第25号 小松島市多目的ホール条例の一部を改正する条例について

小松島市多目的ホール条例(平成11年小松島市条例第14号)新旧対照表

現行		改正後(案)		備考
別表(第5条関係) 備考抜粋 6 冷暖房を利用する場合は、次の表に掲げる額を徴収する。		別表(第5条関係) 備考抜粋 6 冷暖房を利用する場合は、次の表に掲げる額を徴収する。		改正
区分	1時間当たりの額	区分	1時間当たりの額	
ホール	2,500円	ホール	2,750円	
舞台のみ	1,500円	舞台のみ	1,650円	
リハーサル室	500円	リハーサル室	550円	